

スーパーカーレスキュー70会員規約(法人会員用)

第1章総則

第1条(目的)

本規約は、タイムズコミュニケーション株式会社(以下運営者といいます)がコールセンター業務を行う、別紙利用規定にそのサービス内容が記載されたロードサービス「スーパーカーレスキュー70」(以下本サービスという。)の利用に関し、運営者および利用者双方が遵守すべきものとして定めるものです。

第2条(会員制)

本サービスは会員制とし、本規約および別紙利用規定を承認し本規約に基づき入会した者(以下会員という。)を対象に提供されるものとします。

第3条(本部所在地)

運営者の本部は、運営者の本社所在地である東京都品川区西五反田2-20-4に置くものとします。

第4条(サービスの実施等)

1. サービスは、運営者の取次ぎにより、運営者と提携している事業者(以下サービス実施者という。)がその名義と責任において実施するものとします。
2. 本サービスの内容は、別紙サービス利用規定によるものとします。
3. 本サービスは日本国内に限るものとします。

第5条(規約の変更)

運営者は、本規約を予告なく変更することができるものとしますが、当該変更は変更時以降に入会または更新した会員に適用されるものとします。

第2章入会

第6条(会員)

1. 入会申込は、運営者または本サービス販売取扱店(以下販売取扱店という。)へ、以下の各号の手続きを行うことを要するものとします。
 - (1) 運営者所定の申込書の提出。
 - (2) 運営者所定の年会費の納付。
2. 運営者は、申込者が申込書に記載した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとします。
3. 会員は、入会申込書の記載項目およびロードサービスの提供に必要とされる情報が運営者に登録されることに同意するものとします。

第3章 会員資格

第7条(会員資格の取得)

1. 第6条1項の手続を経て運営者が入会を承認した時点で、申込者は会員資格を取得するものとします。
2. 会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。

第8条(会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は、申込書に記載された本サービス対象車両(以下対象車両という。)につきサービス提供期間(以下サービス提供期間という。)が残っている間とします。

第9条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した時点で会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員からの中途退会の申し出。
- (2) 会員資格有効期間の満了。
- (3) 運営者による除名。

第10条(除名)

運営者は、次の各号のいずれかの事由が生じた会員につき、何らの通知・催告なしに、当該会員を除名することができるものとします。

1. 本規約または細則その他運営者所定の規定に違反したとき。
2. 運営者、サービス実施者、もしくは他の会員の権利・利益を害し、またはそのおそれのある行為を行ったとき。
3. 短期間内に同一または類似内容のサービス依頼が複数回あり、運営者が不適合と判断した場合。
4. 強制執行を受けたり、手形の不渡りを出したり、破産の申立てがあるなど経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき。

第11条(納付)

1. 会員は、申込書に記載された運営者所定の年会費を、運営者所定の方法で支払うものとします。
2. 会員は、サービス提供期間を延長する場合は、運営者所定の更新案内により、更新後の年会費を運営者所定の方法により支払うものとします。

第12条(年会費の返還と金額の変更)

1. 会員は、サービス提供期間途中で第9条により資格を喪失した場合でも、対象車両を譲渡・廃車等にした場合でも、年会費の返還を求めることはできないものとします。
2. 運営者は、予め会員に告知することにより年会費を変更することができるものとしますが、変更後の年会費の適用は対象車両毎にサービス提供期間の延長時または新規申込時からとします。

第5章 会員証

第13条(会員証)

1. 会員に交付する会員証は、運営者所定の「スーパーカーレスキュー70」会員証をもって運営者の会員証とします。
2. 会員証は、新規、継続及び変更の都度、運営者所定の方法により会員に交付されます。

第14条(会員証の管理)

1. 運営者が会員に交付する会員証の所有権は、運営者に帰属するものとします。
2. 会員は、会員証を自己の責任で管理・使用するものとし、会員による会員証の紛失等および第三者による会員証の偽造・不正利用等により会員が蒙った損害等について、運営者は責任を負わないものとします。
3. 会員は、会員証を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。
4. 運営者は、会員が会員証を紛失・汚損した場合、当該会員が希望する場合のみ、運営者所定の手続により会員証を再発行するものとします。

第6章 その他

第15条(会員情報等の開示・利用)

会員は、入会申込書に記載した情報及び事故・故障によって会員がサービスを利用した場合(運営者のコールセンターへの問い合わせも含む)の当該事故・故障等の情報(以下当該情報という)につき、次の各号の事項を承認します。

- (1) 運営者が、サービス提供に必要な範囲で当該情報を使用すること。
- (2) 運営者が、サービス提供に必要な範囲で当該情報をサービス実施者に開示すること。
- (3) 販売取扱店を通じて入会した会員については、運営者が販売取扱店に当該情報を開示し、販売取扱店が自動車関連の商品・サービス情報を会員に提供するために当該情報を使用すること。

第16条(規約等の遵守)

会員は、本規約の他、本サービス利用規定、その他運営者所定の規約・細則等に従うものとします。

第17条(届出等)

1. 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、運営者所定の手続により直ちに運営者に届け出なければならないものとします。
2. 運営者は、前項の届出に基づき、運営者所定の手続により変更登録を行うものとします。
3. 運営者は、前項の変更登録が完了するまでの間は、当該変更がないものとみなすことができるものとします。

第18条(免責)

運営者は、次の各号の事由及びこれによって会員が被った損害については、責任を負わないものとします。

- (1) 会員が、販売取扱店を通じて入会手続、更新手続、年会費の支払、会員証の再発行申請、会員情報変更の届出等を行った場合の販売取扱店の故意または過失による会員への誤った説明その他不適切な対応あるいは運営者への会員情報の通知洩れもしくは誤った情報の通知または年会費の不払い等。
- (2) 会員が販売取扱店を通じて入会した場合の販売取扱店による会員の情報(当該情報を含みこれに限らない)の使用。

第19条(合意管轄裁判所)

本規約に関する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

スーパーカーレスキュー70サービス利用規定（法人会員用）

本規定は、別紙「スーパーカーレスキュー70法人会員規約」に基づき会員が利用できるサービスの内容及び利用条件等を定めるものです。

第1条（定義）

- 1.本規定において「ロードサービス」とは、車両の事故・故障時の現場軽作業及びレッカーサービス（入庫後の修理等作業は含まない）をいいます。
- 2.本規定において「本サービス」とは、本規定に基づき会員が利用できるロードサービス及び付帯サービスをいいます。
- 3.本規定において「運営者」とは、タイムズコミュニケーション株式会社をいいます。
- 4.本規定において「サービス実施者」とは、ロードサービスを実施する運営者提携事業者をいいます。
- 5.本規定において「対象車両」とは、次の各号のすべての条件を満たしかつ会員が本サービス利用申込書に記載して運営者にその年会費を支払った車両とします。

1) 全長**5,500mm**以下、全幅**1,950mm**以下、車両重量**3,000kg**以下、最大積載量**2,000kg**以下かつ総重量**3,000kg**以下の、キャンピングカーを含む四輪車。

2) 会員が所有権または使用权を有する車両。

第2条（ロードサービスの実施）

ロードサービスの提供は、運営者の取次によりサービス実施者の責任において実施されますので、サービスの提供に起因する車両の損傷、人身事故、損害等について、運営者は一切その責を負わないものとします。

第3条（サービスの併用の禁止）

会員は、同一の事故・故障等につき、本サービスと第三者が提供または手配するサービスを併用できないものとします。

第4条（ロードサービスを提供できない場合）

次の各号のいずれかに該当する場合または車両については、ロードサービスを提供できない場合があります。

- 1) 台風・豪雪などの気象状態、または地震・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
- 2) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーボート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない道路に対象車両がある場合。
- 3) 戦争・暴動、または公権力の行使によりの運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
- 4) 違法な改造がなされている車両・車検登録のない車両・特殊工作装置等を装備した車

両。

- 5) サービス実施後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。
- 6) レッカーまたは車両運搬の際、積載物に損傷が発生しうる場合。
- 7) サービスの実施に第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性がある場合で、当該第三者の承諾が得られない場合。
- 8) 他人名義の車両で、サービス実施者が権利者の承諾を確認できない場合。
- 9) 前各号以外でも、天候、場所、車両の状態等により、社会通念上、サービス実施が困難であると見られる場合。

第5条（ロードサービス提供の条件）

次の各号のすべての条件を満たすことが、ロードサービス提供の条件となります。

- 1) 運営者の設置するコールセンターにサービスの依頼をし、会員番号・現場にいる者の氏名・車両登録番号を告知すること。
- 2) 現場にいる者が、サービスの実施前に、会員証または車検証並びに自動車運転免許証をサービス実施者に提示し、サービスを受けた後に運営者所定の作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。
- 3) サービスの実施に伴い会員の車両に損傷等が生じ得る可能性が予測される場合には、当該損傷につきサービス実施者を免責する旨の念書に、現場にいる者が会員を代理・代行して署名すること。
- 4) 警察への届け出を要する事故については、会員が警察への届け出を済ませておりかつサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
- 5) 現場にいる者がサービスの実施に必要なサービス実施者の指示に従うこと。
- 6) サービスの実施にあたって現場にいる者が会員を代理・代行して立合うこと。但し、レッカー車によるけん引及び積載車による運搬の場合は除き、また現場にいる者の負傷時には会員から委任された他の者による立会いも可とします。
- 7) 危険物運搬車両のレッカー車けん引及び積載車による運搬については、危険物取扱者免許の保持者が同行すること。

第6条（サービス提供期間）

1. 本サービスの提供期間（サービス期間という。）は、対象車両毎に会員が申込書に記載して運営者にその年会費を支払った期間とします。
2. 前項の期間途中で第1条に定める対象車両の条件を欠くに至った車両は、本サービスの対象外となるものとします。但し、会員は、運営者所定の方法で運営者に届け出ることで、対象車両を変更することができるものとします。

第7条（無料サービスの内容）

サービス実施者が無料で提供するロードサービス及び運営者が無料で提供する付帯サービスは、対象車両が日本国内で走行中に発生した事故または車両故障により自力走行不能（※）

になった場合を条件として以下の通りとします。

※「自力走行不能」とは、物理的に走行不可能な場合（例えば、車が大破して動かない場合）かまたは道路交通法上走行が禁止される場合（例えば、夜間でライトが作動しない場合）をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で走行できない場合などは含まないものとします。

1.現場軽作業サービス

事故または車両故障の現場において、作業員1名が30分（次項に定めるレッカーサービスにおける積込み作業を含めいくつかの作業を合わせて行う場合はその合計所用時間が30分）以内で実施可能な次の軽作業サービス。

- 1) キー閉じ込み時の開錠作業（トランクは除く）
- 2) バッテリー上がり時のジャンピング作業
- 3)パンク時のスペアタイヤ交換作業
- 4) ガス欠時の給油作業
- 5) タイヤ1本落輪している場合（落差1m以内）の落輪車両の引き上げ作業
- 6) その他現場対応が可能な軽作業

2.レッカーサービス

事故または車両故障の現場から移動距離10kmまでを限度とした、レッカーによるけん引または車両積載車による運搬。但し、移動先は原則として運営者が指定する最寄りの修理工場とし、前項の現場軽作業サービスにより自力走行可能となる場合及びキーを紛失した場合は対象外とし、また積込み作業は前項の現場軽作業サービス含めて作業員1名が30分以内で実施可能な範囲内とします。

3.付帯サービス

事故または車両故障の現場が会員証に記載された対象車両の保管場所から直線距離100km以上遠方の場合で、対象車両が前項のレッカーサービスを利用し修理工場に入庫となった場合、次の各号のいずれか一つの付帯サービスの提供を行います。

1) レンタカーサポート

目的地へ移動する為の代替車両として、運営者が指定するレンタカーの手配を行い、10,000円（税込）を限度にレンタカー利用料を負担します。

但し、ガソリン代・乗り捨て料金等は会員の負担となり、また季節・時間帯・場所等により当社が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。

2) タクシーサポート

事故または車両故障発生の日当中に、現場から目的地への移動にタクシーを利用する場合、10,000円（税込）を限度に、タクシー利用料金を負担します。なお、タクシーの手配は、会員が行なうものとします。

これら付帯サービスは、会員が料金を立替払いし、運営者が送付した所定請求書用紙等が会員に到達した日または通常到達し得べき日から1ヶ月以内に、会員が所定請求書及び日

付・領収印のある領収書を運営者に提出することを条件に（この条件が満たされない場合、運営者は免責されます）、この提出書類が支払月の10日までに到着した場合は当月20日までに、同20日までに到着した場合は当月末までに、月末までに到着した場合は翌月10日までに、運営者が立替金額を会員の指定口座へ振込む方法により提供されるものとします。

第8条（追加料金）

次の各号に定める費用はすべて会員の負担となります。

- 1) キーの閉じ込みにおいて、電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等が付いているなどにより開錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる費用実費。
- 2) バッテリーの充電費用。
- 3) タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用及びタイヤ補修剤等の作業以外に要する代金実費。
- 4) ガス欠時において、給油を行ったガソリン代金実費。
- 5) その他、交換・備付等を行った部品の代金、及び補充・交換等を行った消耗品の代金実費。
- 6) ドーリーの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
- 7) サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要な有料駐車場利用料金実費。
- 8) タイヤが2本以上落輪している車両の引上作業費用実費。
- 9) 車両が建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。
- 10) サービス実施者が出動したにも拘わらずサービス適用外であった場合（出動後にキャンセルされた場合も含む）の出動費用実費。
- 11) サービス実施者が一時無料保管した場合の24時間を越えた部分の保管料金。

第9条（無料サービスの適用除外）

次の各号のいずれかの場合においては無料サービスの適用除外とする。

- 1) 会員またはサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者及びサービス実施者が判断した場合。
- 2) 車両が横転している場合。
- 3) 故意によるかまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
- 4) 無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。
- 5) 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送中の事故・故障等。
- 6) 連続する14日以内に同一または類似内容の出動依頼が3回以上あった場合の3回目以降の出動依頼。
- 7) レース、ラリー等、一般の乗用目的以外での車両利用中の事故・故障等。

第10条（有料サービス）

1. 会員が無料サービス以外のサービスを求めた場合は、すべて有料にて、サービス実施者が対応可能な範囲で実施されます。
 2. 有料サービスについては、会員とサービス実施者との間での別途有償契約によるものとします。
 3. 有料サービスの料金は、特にサービス実施者が認めた場合を除き、現場にて会員が現金またはクレジットカードにて実費精算するものとします。
- 以上